

中華人民共和國新疆ウイグル自治区産メロン生果輸出に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の3の項の中華人民共和國新疆ウイグル自治区産のメロン（別称「ハミウリ」）の生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年2月27日農林水産省告示第183号（以下、「告示」という。）で規程するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 ウリミバエの発生調査及び輸出検査

(1) 発生調査

ア トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

(ア) 誘引剤はキユウルア（原則として85パーセント以上）とこれとの混合に適する殺虫剤を混合した薬剤2グラムとし、綿棒に吸収させてトラップ内につるすこと。

(イ) 調査期間は、毎年5月20日から9月30日までの間とする。

(ウ) 調査は、2週間に1回誘殺虫を回収して行い、誘引剤は、月に1回交換する。

(エ) 指定地域内ほ場におけるトラップの設置数は、300ヘクタールごとに1個とし、3,000ヘクタール以上にあつては10個とすること。

(オ) 指定地域内ほ場以外におけるトラップの設置場所は、ウルムチ、トルファン、ハミ、イーニン及びカシュガル内の適当な場所とし、設置数は、ウリミバエの侵入に対する危険度、寄主植物の分布状況等を勘案して決定すること。

イ 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、次により実施するものとする。

(ア) 指定地域内ほ場における調査

a 調査は、指定した地域ごとに、毎年1回以上実施すること。

b 調査果実数は、指定した地域ごとに、1回当たり100果以上とすること。

c 調査の方法は、ほ場において肉眼調査を行うこととし、特に、傷害、奇形等が認められるものについては適宜切開し、ウリミバエの寄生の有無を調査すること。

(2) 輸出検査

告示4の(1)の輸出検査の方法は、傷害、奇形等が認められるものについて適宜切開し、ウリミバエの寄生の有無を検査するものとする。なお、ミバエ類の幼虫が発見された場合、植物防疫官は、中華人民共和國植物防疫機関と共同してウリミバエか否かを確認するものとする。

(3) 調査及び検査の記録

ア (1)の発生調査及び(2)の輸出検査の結果は、中華人民共和國植物防疫機関により、別記様式1及び2にそれぞれ記録され、保管されること。

イ 植物防疫官は、アの記録を必要に応じ確認すること。

2 ウリミバエの発生調査及び輸出検査の確認

告示4の(3)の発生調査及び輸出検査の実施の確認は、次により行うものとする。

(1) 発生調査の確認

調査の確認は、中華人民共和国植物防疫機関と共同して、調査が告示2に基づいて実施されているかどうか及びその結果について行うものとする。ただし、中華人民共和国植物防疫機関が行った調査結果の確認をもつて行うことができるものとする。

(2) 輸出検査の確認

ア 検査の実施の確認は、当該生果実のこん包数の1パーセント以上について、中華人民共和国植物防疫機関が行う検査に原則として立会い、ウリミバエがないことを確認することをもつて行うものとする。

イ 植物防疫官は、(1)及び(2)のアにより、調査及び検査が適正に行われ、かつ、ウリミバエが発見されなかったことを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面又は余白に付記するものとする。

区 分	確 認 者 氏 名 (印)	
発生調査確認済		↑ 3センチメートル ↓
検査確認済		
← 10センチメートル →		

3 保管

輸出検査を終了したこん包は、次の条件の下に保管されること。

- (1) 保管場所は、日本向け以外の荷口と分離している区画であること。
- (2) (1)の区画には、日本向けの生果実である旨の表示がなされている

こと。

(3) (1)の区画の管理責任者が定められていること。

(4) 中華人民共和国植物防疫機関により、定期的に保管状況について確認され、かつ、その状況が記録されていること。

4 こん包

こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものであること。

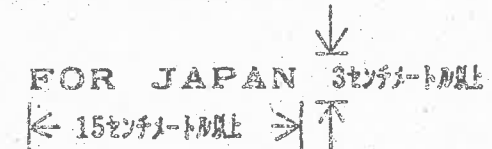
5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

(ア) 生果実の表示



(イ) 仕向地の表示



6 ウリミバエが発見された場合の措置

発生調査及び輸出検査の結果、ウリミバエが発見された場合には、中華人民共和国植物防疫機関は直ちに日本国植物防疫機関へ通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止しなければならない。

7 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場(以下「輸入港」という。)の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港 : 京浜港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、
広島港、関門港、博多港、那覇港

- (2) 飛行場：新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港，長崎空港，那覇空港

8 輸入検査

- (1) 輸入検査は，輸入港において，当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示4の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合，告示5の(3)の封印がなされていない場合，告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は，規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。
- (4) ウリミバエが発見された場合には，次により措置するものとする。
- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ ウリミバエが付着した原因について，中華人民共和国植物防疫機関と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

別記様式1

トラップ調査及び生果実調査の記録台帳

(年)

地区名	指定地域の名称	栽培面積		調査担当者氏名	トラップ調査														生果実調査			
		ハミウリ (ha)	その他 ウリ類 (ha)		トラップ 設置	調査結果(調査月日・ウリミバエ発見頭数 / トラップ設置数)														調査結果		
						月・日	個数	回数	頭 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	発生 の有無	調査月日・ウリミバエ 発見頭数 / 調査果数	発生 の有無	
							月・日												月・日			
							頭 ／ トラップ													頭 ／ 果実		
							月・日													月・日		
							頭 ／ トラップ													頭 ／ 果実		
							月・日													月・日		
							頭 ／ トラップ													頭 ／ 果実		
							月・日													月・日		
							頭 ／ トラップ													頭 ／ 果実		

植物防疫官の確認		
回数	年 月 日	植物防疫官氏名 (印)

別記様式 2 輸出検査記録台帳

(年)

[illegible]